令和6年4月から クリーンセンターのごみ処分手数料 を改定しました。

安定したごみ処理サービスの提供と受益者負担の適正化を図るため、 クリーンセンターへの直接搬入(持ち込み)による、ごみ処分手数料を 令和6年4月1日から改定しました。

詳しくは次のとおりですので、ご理解をお願いします。

●改定の内容

種	別	手数料区分	手数料の額 (※10 キログラム当たり)				
.—			改正前	現行			
①家庭系	系ごみ	一般家庭直接搬入ごみ	50円	70円 (20円増)			
②事業系ごみ		事業者直接搬入ごみ	用08	140円			
安于木 /		許可業者搬入ごみ	3313	(60 円増)			

^{※ 1}回当たりの搬入重量が10キログラム未満の場合は、10キログラムの額になります。

●改定による差額の計算例

①家庭系ごみ

<u> </u>						
改正前	0円	50円	150円	250円		
	1	↓	1	↓		
現行 (差額)	70円 (70円増)	70円 (20円増)	210円 (60円増)	350円 (100円増)		

②事業系ごみ

改正前	0円	80円	240円	400円
	1	1	1	1
現行 (差額)	140円 (140円増)	140円 (60円増)	420円 (180円増)	700円 (300円増)

<u>/テ 次ページもお読みください。</u>

●手数料の算定方法

- (A) <u>ごみ処理経費見込</u>÷(B) <u>ごみ搬入見込量</u>×(C) <u>受益者負担率</u>=<u>手数料額</u> (10 円未満切捨)
- ①家庭系ごみ (A) 3, 891 万 8 千円 ÷ (B) 2, 633 トン×(C) 50%= <mark>7 0円/1 0 kg</mark>
- ②事業系ごみ (A) 1 億 1, 434 万 3 千円÷(B) 7, 686 トン×(C) 100%= 1 4 0 円/ 1 O kg
 - ※「(A)ごみ処理経費見込」及び「(B)ごみ搬入見込量」については、 令和2年度から令和4年度までの実績平均値



【手数料改定に関するお問い合わせ先】登米市環境事業所 クリーンセンターTEL 0225-76-0102FAX 0225-76-0103